

平成 2 6 年 第 1 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 1 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

## 平成26年第1回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年1月17日(金)

開会 午前 9時31分

閉会 午前10時49分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男  
本木益男 持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	河野 幸雄	学校教育担当部長	榎並 隆博
生涯学習スポーツ担当部長	小川 和男	指導担当参事	小寺 康裕
教育総務課長	中野 育三	教育施設担当課長	比留間光夫
学校給食課長	神山 幸男	指導主事	勝山 朗
指導主事	五十嵐 章	図書館長	乙幡 孝

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英  
橋本真奈美

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第1号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第3号 武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出について
- 7 協議事項 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）について
- 8 その他
- 9 議案第4号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命について

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の出席委員は4名でございます。4名で、定足数に達しております。

これより平成26年第1回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

---

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、武蔵村山市奨学資金基金の運用方法の変更についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 それでは、1点目、武蔵村山市奨学資金基金の運用方法の変更について、御説明申し上げます。

奨学資金の基金につきましては、12月に開催されました教育委員会の中で、皆様方から御意見を頂戴したところでございます。現在、奨学資金の基金の運用につきましては、利息をもちまして奨学資金を交付しているところでございますが、昨今の利率等につきましては、交付金は一般会計予算からの充当ということになっているところでございます。

そこで、武蔵村山市長から、口頭におきまして御協議する旨の話をいただきまして、前回の教育委員会の中で委員の皆様のお考えをお聞きしたところでございます。そこで、改めまして先月になりますが、市長のほうから協議する旨の文書を頂戴いたしました。教育委員会といたしましては、先に御協議いただきました結果を踏まえまして、資料1でございますが、別紙のとおり市長のほうに報告をさせていただいたところでございます。

協議結果等につきましては、市長からの提示を受け、基金の運用方法の変更について協議、調整を行ったところ、基金を取り崩して奨学資金に充当することは、奨学資金を支給するという目的から逸脱するものではないので、昨今の財政状況からはやむを得ないとの結論に達しましたという旨の回答をさせていただきました。

したがって、平成26年度予算からは奨学資金基金を取り崩しまして奨学資金を交付していきたいと、このように考えているところでございます。

この運用方法の変更等につきましては、武蔵村山市奨学資金基金条例の一部を改正することになりますが、市長部局におきまして改正することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、平成25年度文部科学大臣優秀教職員表彰被表彰者の決定について、御報告いたします。

この賞は、平成18年度より、文部科学省として学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教員の功績を表彰しているもので、東京都では平成23年度もしくは平成24年度の東京都教育委員会職員表彰受賞者を対象として国へ推薦をしており、このほど被表彰者が決定したものでございます。

本市では、第九小学校、篠原有貴主幹教諭と第五中学校、高橋優子主任教諭の2名が表彰されることとなりました。

表彰理由でございますが、まず第九小学校、篠原主幹教諭は、東京教師道場や教育研究員として、特に算数科の指導力を高め、校内研究の充実や、市の教育研究会の活性化に寄与してきたことを認められたものでございます。

また、第五中学校、高橋主任教諭につきましても、同じく東京教師道場及び教育研究員等の取組により数学科の指導力を高め、校内研究の充実や、市の教育研究会の活性化に寄与したほか、多摩地区教育推進委員としても活躍したことが認められたものでございます。

なお、今年度、国全体で公立学校の教員、小・中学校合わせて546名が表彰されましたが、そのうち東京都の公立学校教員は小・中学校合わせて23名でございます。今回の2名を含めますと、本市におきましては合計7名がこの表彰を受けたこととなります。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。校庭・体育館等で行われる諸活動における安全確保の基準についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、校庭・体育館等で行われる諸活動における安全確保の基準について、御説明いたします。

平成25年10月10日に、市立第四中学校において、部活動中に陸上部の生徒が投げた砲丸が野球部の生徒の頭部に当たる事故が発生し、救急搬送された事故につきましては、被害生徒

は現時点で運動や部活動も含め、通常どおり教育活動に参加することができる状況となっております。

教育委員会といたしましては、このようなことはあってはならない事故であると重く受けとめ、事故の翌日、当該校に部活動における安全対策について指導するとともに、10月15日の校長会において、全小・中学校で部活動を含め校庭や体育館を使用して活動する場合の安全確保の徹底について改めて指導するなど、再発の防止に努めてまいりました。

第四中学校では、10月15日及び11月1日に校長名の文書により、保護者等に対して事故防止の具体策を示したところでございますが、教育委員会といたしましては、本事故について検証することは、当該校のみならず本市の全小・中学校において安全対策を見直すためにも大切なことであると捉えてまいりました。そうしたことを踏まえ、教育委員会は各小・中学校で校庭や体育館等において危険が想定される事例を調査し、これをもとに校庭・体育館等で行われる諸活動における安全確保の基準を定め、平成26年1月14日の校長会にて示したところでございます。

資料を御覧いただきたいと存じます。

内容につきましては、大きく1 小学校における体育授業時・クラブ活動時、中学校における保健体育授業時。2 休み時間。3 中学校における運動部活動時。4 その他、安全確保のための日常的な配慮に分け、それぞれ具体的な場面について事故防止と安全確保の方策を示しております。

例えば、資料7ページ、1の(4)、後段でございます。「特に、ボール、バット、ラケット等が他の児童・生徒に当たらないようにするために、ボールを投げたり蹴ったりするタイミングや方向、バットやラケット等の扱い方、運動できる範囲と立ち入ってはいけない範囲等について、児童・生徒への指導を徹底する。」。

また、(5)の後段、「その際、人や用具が交差することが想定される場合は、それぞれの活動範囲を明確にし、必要に応じて防球ネット等で活動範囲を囲む。」。

また、2 休み時間、(1)のこれも後段でございますが、「約束事項策定に当たっては、遊ぶことができる範囲、使用できる用具、ボール使用の可否やボールの使用範囲、一輪車や竹馬等の使用ルール、ブランコ使用時の留意事項等、事故防止の視点から具体的な内容を示す。」。

おめくりいただきまして、8ページ、3 中学校部活動時の(4) 「バットや砲丸等、特に安全への配慮が必要な用具や器具は、顧問等の指導者が、鍵のかかる場所で管理す

る。」。

同じく（５） 「活動の開始時に、顧問等の指導者は、各活動場所で、生徒の参加確認をした上で、当日の練習内容を伝えるとともに、安全のための留意事項について指導する。また、活動の内容に応じた準備運動をしっかりと行わせる。」。

（７） 「生徒の技能等に応じて、指導者の指導の下で、一人ずつ又は数人ずつ行わせたり、全員で行わせたりする活動内容について、事前に明確にする。特に、陸上部における砲丸投げなど、安全への配慮が必要な活動については、必ず顧問等の指導者の目視による監督の下で、一人ずつ行うよう徹底するとともに、旗や掲示等により、これらの活動中であることをほかの生徒に周知する方法を工夫する。」。

４の（１） 「教職員は、ホイッスル等を常時携帯し、危険が予測される場面では、音を鳴らして警告するなど、児童・生徒の注意を喚起する方法について、共通確認をする。」など、全校で確実に徹底すべき基準を策定いたしました。

今後、２月までに、この基準をもとに各小・中学校で実態に合わせた学校ごとの基準を決定し、教職員の共通実践により、安全の確保を徹底されることとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、４点目でございます。平成26年度和文化教育第11回全国大会武蔵村山大会実施要項（案）についてでございます。

資料４を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成26年度和文化教育第11回全国大会武蔵村山大会実施要項（案）について御説明いたします。

平成26年度の和文化教育全国大会が本市で開催されることとなりました。

資料、９ページを御覧ください。

大会の趣旨につきましては、本市教育委員会の教育目標、「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供」の育成に基づき、これまで各学校で実践してきたさまざまな取組を広く全国に発信し、さらに研究を深めるなどの機会とすることでございます。

テーマは、「夢と希望は自信と誇りから～我が国と郷土を愛する態度を育てる教育実践～」といたしました。



主催は、和文化教育学会及び和文化教育第11回全国大会武蔵村山大会実行委員会。共催は、武蔵村山市、同教育委員会、同校長会。協力は、PTA連合会。後援は、文部科学省、東京都教育委員会等となっております。

期日につきましては、11月21日、金曜日及び22日、土曜日の2日間。会場は、小中一貫校村山学園でございます。

参加対象は、資料に掲載のとおりでございますが、本市の教職員は全員勤務として、本研修に参加することとなっております。

次に、10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

1日目は、村山学園、箏クラブの演奏で開幕し、本学会会長の梶田叡一先生に御講演をいただいた後、シンポジウムを実施いたします。

11ページ、2日目でございますが、本市の全小・中学校13校から1学級ずつ会場校に集まり、日本の伝統文化理解教育に関わる授業を公開いたします。特に地域の伝統工芸品である村山大島紬についての学習や、本市の特産である狭山茶やうどんづくりなど、本市の伝統や文化を体験する実践なども公開する予定でございます。多くの授業で地域の方々をゲストティーチャーに招き、教員とともに指導に当たることといたしております。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。

授業公開の後、児童・生徒の発表として、本年度の教育のつどいの代表生徒の意見発表を聞いていただくとともに、3校から年間を通した取組について発表を行う予定です。

午後は、教職員や教育委員会事務局職員から菊づくり、二宮金次郎から学ぶ取組、水田学習、百人一首大会など、伝統文化に関わる実践について報告することといたしております。

最後に、日本の歴史・文化研究家の白駒妃登美先生から御講演をいただきます。

なお、本要項は、今後、教育長、代表校長、同副校長、教育委員会事務局職員に加え、和文化教育学会の担当者等から構成される実行委員会において確定していくこととなっております。

資料、13ページ、14ページには、今後、関係の皆様へ配布する予定の第1次案内を掲載いたしております。

委員の皆様には、大会の開催に向けて様々に御指導、御助言をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。アレルギー献立表に表示のないアレルギー

が含まれた食品の提供についてでございます。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 それでは、アレルギー献立表に表示のないアレルゲンが含まれた食品の提供につきまして、御報告申し上げます。

昨年12月の小学校の学校給食におきまして、食物アレルギーを有する児童の家庭に配布しておりますアレルギー献立表では、卵を使用していないこととなっていたドレッシングにつきまして、実際には卵を使用されていたものを提供していたということがございます。市内の小学校には、卵アレルギーによるアナフィラキシーの既往のある児童が1人おりましたが、当該児童につきましては、担任の先生がクラスに配布されたドレッシングの容器の表示に卵の記載があったことから、これを使用させなかったため、当該児童に健康被害はございませんでした。

原因につきましては、業者から説明を受けました職員の認識の誤りによるもので、今回の事実を重く受けとめ、児童、保護者に対しましておわびするとともに、職員に対しまして指導を徹底し、再発防止に努めてまいり所存でございます。

大変申しわけございませんでした。

なお、経過等の詳細につきましては、学校給食課長から報告させますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、事案の概要等につきまして、私から御報告をさせていただきます。教育部長の説明と重複する部分もございますが、重ねて御説明をさせていただきたいと思っております。

学校によって日にちが1日ずれますが、昨年12月18日と19日の小学校給食において、各クラスに1本ずつ、瓶入りのフレンチドレッシングを提供いたしました。これについて学校給食課では、アレルギーフリー、卵不使用のものであるとの認識で、食物アレルギーをお持ちのお子さんの御家庭に配布しているアレルギー献立表には卵の表示をしておりませんでした。実際には卵が含まれたものを提供してしまっていたということでございます。

市内の小学校には、卵アレルギーによるアナフィラキシーの既往のある児童が1人おりましたが、当該児童については、担任の先生がクラスに配布されたドレッシングの容器の表示に卵の記載があったため、これを使用させなかったことから、当該児童に健康被害はござい

ませんでした。

アレルギー研修の受講や保護者や本人との面談を通じ、学校現場におきましても、日頃から重篤な症状を引き起こすおそれのある児童に十分注意をされていたということで、事故の防止につながったものと考えております。

また、このことにつきましては、12月20日になり、当該児童の保護者から、アレルギー献立表ではドレッシングに卵が使用されていないことになっていたのに、学校でドレッシングを使わせてもらえなかったという問い合わせがあり判明したのですが、これを受けまして給食センターでは、その日のうちに卵アレルギーを有する児童が在籍している学校に電話で事情を説明するとともに、児童に異常がなかったかどうかの確認をお願いいたしました。幸いほかのいずれの児童についても異常はなかったとのことでございました。

なお、卵アレルギーを有する児童は、問い合わせのあった児童のほか、小学校で12人おりましたが、うち2人についてはほかのアレルギーの関係もあり、給食はとっておりませんでした。また、残る10人についても少量であれば可、加熱すれば可との診断で、完全除去が必要な児童はおりませんでした。

次に、なぜこのようなことが起きたかということでございますが、昨年8月にドレッシングの製造元からアレルギーフリーのドレッシングの商品紹介があり、説明を受けた栄養士2人は、今後の発注分については、現行の商品がアレルギーフリーのものに切りかわると受けとめました。ところが、実際には従来の商品も存在しており、アレルギーフリーの商品の提供を受けるには、発注内容を変更する必要があったわけでございますが、切りかわるとの認識から供給元にその点を確認していなかったこと、また実際に商品が納入された際に、確かに切りかわっているかどうかの確認をしなかったということが原因と考えております。

以上が事案の概要ですが、給食センターでは今回の事実を重く受けとめておりまして、既に従来品のドレッシングについては食材の発注システムから削除をし、誤発注が起らないようにいたしました。また、従来から行っているアレルギー献立表の作成に当たっての複数の職員でのチェック体制に加え、今後はこのような商品については、納品された現物についても確認し、再発防止に努めることといたしましたので、あわせて御報告をいたします。

私からは以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。平成25年度武蔵村山市小中学生百人一首大会の実施結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、平成25年度武蔵村山市小中学生百人一首大会の実施結果につきまして、御報告いたします。

本事業は、日本の伝統文化である百人一首の楽しさを伝えるとともに、百人一首を通して日本のよき伝統と文化に触れることにより、子供たちの豊かな心を育てることを目的として実施した事業であります。

実施につきましては、12月21日、土曜日に、総合体育館、武道場において実施いたしました。

小学生の部は、26チーム、78人が参加し、源平戦という団体戦。中学生の部は、19人が参加し、個人戦を行いました。

当日は、校長先生を初めとする先生方、保護者等が見守る中、静かな熱戦が繰り広げられました。

成績につきましては、小学生の部が、第三小学校、神明チーム。中学校の部が、第三中学校の河合侑佳さんが優勝いたしました。

教育委員の皆様におかれましては、開会式、閉会式に御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、平成26年度につきましても公民館事業の中で実施する予定でございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。平成26年成人式の実施結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、平成26年成人式の実施結果につきまして、御報告いたします。

本事業は、武蔵村山市と教育委員会の共催により、二十になった成年男女が大人の社会へ仲間入りすることを自覚するため、また励ますことを目的として実施した事業でございます。

今回の成人式につきましては、平成26年1月13日、成人の日に、さくらホールの大ホールで実施いたしました。

会場は、さくらホールの大ホールで午前11時に開演いたしまして、内容につきましては、アトラクション、恩師からのビデオレター、式典を挙げていたしました。記念品につきましては、村山大島紬の印鑑ケースを配布いたしました。

出席状況につきましては、対象者711人に対しまして、477人が出席し、率といたしまして67.1%の出席率でございました。

教育委員の皆様におかれましては、主催者として御出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

8点目のその他でございますが、特に報告等はございませんので、よろしくお願いたします。

○高橋委員長 それでは、ただいまの報告に対する質疑等があればお受けしたいと思います。

いかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 3項目で御説明をいただきました校庭等における諸活動、安全確保の基準について、昨年、校庭において大変びっくりするような事故が起きて、現在はそのけがをされた方も元気回復して、教育活動にみんなと一緒に参加できているということをお伺いして、非常に安堵しております。

また、早速、二度とこのような事故を起こさないための手段として、安全確保の基準について整備がされ、そして学校にいち早くそれらを通知、指示をしたということについては、大変ありがとうございます。

一方、そういった中で活動における事故、こういったことで防げるというふうに思います。しかしながら、忘れがちなのが、時々発生しているその活動前の施設の事故、いわゆる校庭におけるゴールポストの転倒とか防球ネットの転倒とか、そういうような施設における事故も忘れたころ発生していると。そういった意味で、これらにあわせて、また機会をもって、各学校にそれらの安全基準、整備基準、遊具等については安全基準があつて、年間、定期的な点検を行っているとは思いますが、金属疲労を含めて体育館の施設、そういったものの取り扱いについても一度この機会を持って、それらについても目を配っていただけたら、事故防止にさらにつながると思いますので、そういったことについてぜひ御尽力いただけたらと思います。要望しておきます。

○高橋委員長 私も同感でございます。

よろしいですか。

ほかはいかがでございましょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第1号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正  
する規則について

○高橋委員長 日程第4、議案第1号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第1号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年1月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第1号の提案理由を説明させていただきます。

東京都立学校の管理運営規則が改正され、新たに指導教諭の職が設置されたことに伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第1号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則

の一部を改正する規則についてにつきまして、御説明をいたします。

東京都立学校の管理運営規則が改正され、平成26年度から新たに指導教諭の職が設置されることとなりました。

指導教諭という職は、平成19年度に学校教育法が改正された際に、一つの職層として位置付けられておりましたが、東京都では平成25年度から都立学校に配置を始め、平成26年度からは区市町村立学校にも配置することとなったもので、現行の管理職を除く教諭、主任教諭、主幹教諭という職層の中では、主幹教諭と同等の職層に位置付くものでございます。

指導教諭の設置の目的は、高い専門性と優れた指導力を持つ教員を指導教諭に任用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図ることです。したがって、その職務内容は、年間3回以上、協議会を伴う模範授業を行うほか、適宜授業を公開し、ほかの教員の授業力の向上に資することや、近隣地域の学校の要請を受け、ほかの教員の授業を観察し、指導、助言を行うことなどとなっております。

これら指導教諭導入の趣旨を踏まえ、本市の管理運営規則にその位置付けを明確にし、各学校における教員の指導力の向上を図ることを目的に、一部改正の承認を求めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでございましょう。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 ますます各教育活動が充実してくる。大変喜ばしいことだと思います。そこで、この施行が、新年度、4月1日から開始されるというような、この規則の改正があるんですけれども、現実的に本市内の小・中学校、全校に指導教諭を任命することができるのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 東京都の予定では、かなり長い時間をかけて、この指導教諭を育成していくということでありますので、今年度の予定の中でも各区市1名程度の任用を予定しておりました。ただ、現実的には、本市を含めましたこの7地区の中で、任命されましたのは本市の中学校教員1名のみでございます。この教諭の今後の活躍につきまして、教育委員会としましても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土田職務代理者 直ちに全校ということにはいかなかったようですけれども、その指導教諭、中学校に配置された指導教諭は、本校、配置校だけの活動になりますか、それとも全校そろりうまで他校にも出向いて、そういった教諭の指導、助言等の活動にも行ってよいものなのか、またどうなのか、その辺どうでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 本市を含めまして近隣の東村山、東大和、清瀬、西東京等、近隣地域からの要請があった場合には、校長が承認をし、そこに出向いて、直接授業の指導、助言に当たるということも職務の一つに位置付けられております。もちろん在籍校におきましても、同様に若手を含めた教員の指導力の向上に資するというのも、大きな役割となっております。

以上でございます。

○土田職務代理者 はい、分かりました。

○高橋委員長 いずれにしても、校長の具申に基づいて教育委員会が任命するということですね。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 選考の方法といたしましては、校長の推薦を受け、教育委員会が推薦するものと、本人が希望して、その選考を受けるものと、この2種類がございました。本市におきましては、校長の推薦を受け、教育委員会もよしとし、それを推薦し、今回、承認をいただいたものでございます。

○高橋委員長 分かりました。

ほか、これについてよろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第1号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。



本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第5 議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第5、議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年1月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第2号の提案理由を説明させていただきます。

給食費の額を改定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 それでは、議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、御説明申し上げます。

昨年12月の教育委員会定例会で御報告申し上げましたとおり、平成26年4月から給食1食当たりの単価を平均で2.8%引き上げることとして、学校給食運営委員会に諮問いたしましたところ、去る12月25日に開催されました同委員会におきまして、出席委員全員の賛成によ

り、諮問のとおり改定することは適当との答申をいただきました。

このため、その内容に沿って、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、学校給食課長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、議案の別紙の次にごございます新旧対照表により御説明いたしますので、そちらをお開きいただきたいと存じます。

順序が前後いたしますが、まず第9条から御説明をさせていただきます。

ただいま教育部長が御説明いたしましたとおり、今回の改定では給食費の基準単価、1食当たりの平均的な単価でございますが、こちらを平均で2.8%引き上げるということで、第1号の小学校1・2年生については6円、第2号及び第3号の小学校3年生から6年生まで並びに、次のページになりますが、第5号の小学校又は給食センターに勤務する職員等については6円50銭、第4号の中学生及び第6号の中学校に勤務する職員等については7円を引き上げることとするものでございます。

お戻りいただきまして、第6条第2項の表を御覧いただきたいと存じます。

ただいま御説明した給食費の基準単価に、年間の給食予定日数を乗じて年額を算定するわけですが、年額にいたしますと1,062円から1,344円の増となります。

この表の左から2列目にごございますとおり、こちらが4月分から2月分までの月額給食費になるわけですけれども、それぞれ100円を引き上げ、3月分、こちらの表の右端の列につきましては、小学校1年生では62円、2年生では116円、小学校3年生から6年生まででは209円、また中学校1・2年生につきましては281円、中学校3年生では260円、小学校又は給食センターに勤務する職員等については248円、中学校に勤務する職員等については344円を引き上げまして、それぞれ改正案の表のとおりとするものでございます。

続いて、次のページの附則でございます。

附則第1項につきましては、この規則の施行期日を定めるもので、施行期日は平成26年4月1日としております。

また、附則第2項につきましては、経過措置を定めたもので、改正後の規則の規定につきましては、平成26年4月以降に実施する給食に係る給食費から適用いたしまして、それ以前

の給食費につきましては、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、簡単でございますが、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

前回の会議でも説明がありましたけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第2号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第6 議案第3号 武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出について

○高橋委員長 日程第6、議案第3号 武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第3号 武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出について。

武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年1月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第3号の提案理由を説明させていただきます。

地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、議案第3号 武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出について、御説明させていただきます。

今回の改正は、地方青少年問題協議会法の改正に伴い、同法第3条第2項の「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」規定が削除されたことから、武蔵村山市青少年問題協議会条例に、新たに「会長は、市長をもつて充てる。」規定を追加するとともに、同条の改正に伴い、武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則を改正するものであります。

それでは、議案の次のページにございます新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

まず初めに、武蔵村山市青少年問題協議会条例新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第2条、「協議会は、会長及び次に掲げるところにより市長が委嘱する委員15人をもつて組織する。」を、第2条第1項、「協議会は、会長及び委員15人をもつて組織する。」に改め、第2項に「会長は、市長をもつて充てる。」及び第3項に「委員は、次に掲げるところにより、市長が委嘱する。」を追加するものでございます。

続きまして、次のページにございます武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

武蔵村山市青少年問題協議会条例の改正に伴いまして、第2条中「第2条第2号」を「第2条第3項第2号」に、第3条中「第2条第3号」を「第2条第3項第3号」に改めるものでございます。

ただいま御説明させていただきました武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の施行日につきましては、附則のとおり平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、文書の審査を受けることにより、修正が加えられることがございますが、基本的な趣旨につきましては変更ございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第3号 武蔵村山市青少年問題協議会条例及び武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則の改正の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### ◎日程第7 協議事項

○高橋委員長 日程第7、協議事項を議題といたします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたしますが。

(発言する者なし)

○高橋委員長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 事務局から、平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業(案)について、御協議をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いたします。

○高橋委員長 それでは、協議事項、平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）についての説明を求めます。

河野教育部長。

○河野教育部長 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）につきまして、御説明申し上げます。

平成23年の12月の教育委員会におきまして、御決定いたしました本市の教育目標を踏まえ策定いたしました武蔵村山市教育振興基本計画で定めた基本方針に基づきまして、平成26年度における主要施策・主要事業を総合的に推進していくこととしております。平成26年度の基本方針に基づきます各施策や事業につきましては、基本的には平成25年度の内容を踏まえて作成しておりますので、お手元にごございます資料1の2の新旧対照表にて御説明させていただきます。

初めに、1ページをお開きください。

基本方針1、生きる力を育む教育の推進でございますが、そのうち（1）「人権尊重の理念を広く社会に定着させ、」でございますが、その中の④、⑤でございます。こちらにつきましては、平成24年度に実施いたしました「いじめ撲滅宣言」の趣旨等を踏まえまして、いじめを許さない、見逃さない指導を引き続き徹底することとしております。

なお、説明につきましては、主なもののみとさせていただきます。

基本方針の（8）でございますが、お手元のページ、2ページをお開きください。

「確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立」でございますが、こちらにつきましては指導方法の工夫・改善に努め、確かな学力を身につけさせていきたいと考えております。

続きまして、同じページ、（9）の①でございますが、中学校におけます非常勤講師の事業の廃止に伴いまして削除させていただきました。

次に、3ページをお開きください。

（11）でございますが、適切な評価基準を設定することは、子供一人一人の観点別学習状況を確実に評価できるようにするほか、教員の指導の改善に生かせるようにするための記述も必要であることから、加えさせていただきました。

続きまして、1の（13）でございますが、日常的に運動に親しむ子供の育成を図り、体力向上策を今後も推進していくこととしております。

次に、(16)でございますが、平成25年7月に策定いたしました「学齢期 歯の健康づくり推進プラン」に基づきまして、平成26年度も引き続き実施していきたいと、このように考えております。

次に、(17)でございますが、セーフティ教室、交通安全教室等を通しまして、子供たちが自他の危険を予測し、危機回避する能力を身につけるほか、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身につけることができるようにすることを、新たに加えさせていただきました。

続きまして、4ページをお開きください。

(21)でございますが、平成26年度におきましては、「アメリカ合衆国ハワイ州の現地小学校をはじめ、東南アジア諸国の現地小学校等との交流を通して、国際教育の充実を図る。」ということで、平成26年度におきましては、ある程度、絞り込んだ表現とさせていただいております。

次に、(25)①、②でございますが、こちらにつきましては文言等の整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、基本方針2でございますが、6ページをお開きください。

2の(1)でございますが、平成26年度におきましては市内全ての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定することから、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進する等のことから、文言等を整理をさせていただいたところでございます。

次に、7ページをお開きください。

基本方針3、教育の質の向上と教育環境の整備についてでございます。

その中で、(3)でございますが、先ほど御決定を頂戴いたしました武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の中におきます指導教諭につきまして、表記を加えたものでございます。

続きまして、3の(5)でございますが、こちらにつきましては新規施策となります。学校におけます組織的な危機管理を進めるために、危機への対応について定めた「武蔵村山市立学校危機管理マニュアル」を新年度には作成し、教職員一人一人の危機管理に対します意識を高めていきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、同じページの7ページでございますが、大変恐縮でございますが、平成25年度、旧のほうを御覧いただきたいと存じますが、旧の(6)でございますが、こちらにつきましては平成25年度をもちまして全校、水飲栓直結給水事業が終わったことから、削除させ

ていただいたものでございます。

次に、同じページでございますが、（８）でございますが、温室効果ガスの抑制を図るための自然エネルギーを活用したエコスクール化を図るため、太陽光パネルの設置等、計画的に推進することとさせていただいております。

次に、８ページを御覧ください。

（13）でございますが、こちらにつきましては小学校学校給食調理等業務の委託等につきまして、市立学校給食センターの施設の更新等が前提となることから、新たに追加したものでございます。

続きまして、（14）を御覧ください。こちらにつきましては新規事業でございます。学校におきますアレルギー疾患対策については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき実施しておりますが、万一、児童・生徒がアレルギー症状を発症した場合には、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都）」でございますが、あるいは「武蔵村山市立学校アレルギー疾患への対応マニュアル」等を持ちまして、児童・生徒の安全確保に努めるということとございまして、新たに加えたものでございます。

引き続きまして、基本方針の４でございますが、自己実現を目指す生涯学習の推進でございます。

４の（３）でございますが、「第二次武蔵村山市子供読書活動推進計画」でございますが、こちらにつきましては新たに「武蔵村山子供読書活動推進連絡会」を開催いたしまして、子供の読書環境の充実に努めることとしております。

なお、こちらにつきましては現在、要綱等の制定の作業も進めさせていただいているところでございます。

続きまして、９ページでございます（８）につきましては、スポーツ祭東京2013武蔵村山市につきましては、平成25年度をもって事業が終了したことから、削除するものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

スポーツ祭東京を削除いたしましたことから、（８）といたしまして、新たにスポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力あるまちづくりを推進するため、「スポーツ都市宣言」を行うこととしたことから、新たに加えたものでございます。

以上、雑駁でございますが、主な施策等につきまして御説明させていただきました。



以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、これよりこの協議事項に対して、御意見、質疑等があればお願いをいたします。  
土田職務代理人。

○土田職務代理人 では、前のほうから。

いじめ問題についての対策。さきの国において、いじめの防止に関する法律が施行された  
と、できたと。今回この主要施策、基本方針の中にも、1ページの④、⑤で、それらを大き  
く取り上げているんですけれども、25年度とほとんど変わってないということなんですけれ  
ども、この法律ができた後、この法律の中身についての反映、網羅、その辺はどういうふう  
にお考えでしょうか。

○高橋委員長 これについては、榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 ただいま御紹介のありましたように、いじめ防止対策推進法につ  
きましては、9月に国の方で施行されました。その後、いじめの防止等のための対策に関する  
基本的な方針というのが国のほうで策定をされまして、これを受け、東京都の方でも条例及  
び基本方針を策定し、またその内容を踏まえて各区市町村等が基本方針、それから各学校は  
学校の特色に応じた基本方針を定めるというような流れが、法の中では示されております。

今般、東京都のほうは、条例、基本方針につきましては、知事がかかったこともあり、少  
しここで動きがとまっております。ただ、情報はいただいておりますので、本市におきまし  
ても武蔵村山市のいじめ防止等に関する基本方針を定め、その内容を踏まえた各学校の特色  
に応じた基本方針の策定をしていくということで、今動きを進めているところでございます。

以上でございます。

○土田職務代理人 はい、分かりました。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。

○土田職務代理人 はい。

○高橋委員長 ほかにはいかがでしょうか。

本木委員。

○本木委員 4ページの(21)番なんです、インターナショナルスクール等の交流を通して  
ということで、何年か前から十小さん、八小さんがラオスと交流していたようですが、今度、  
「アメリカ合衆国ハワイ州の現地小学校をはじめ、」というふうに出ているんですが、具体  
的に出ているんですが、これは何か具体的に決まっていることがあるんですか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 お答えをいたします。

現在、アメリカ合衆国ハワイ州のトーマス・ジェファーソン小学校という現地校と第九小学校が、例えばDVDを送ったり、メール等のやりとりをしたりする準備を整えているところでございます。このきっかけといたしましては、昨年8月に輝きアップ研修、いわゆる基金を積み立てた教育委員会からの支援による研修に参加した第九小学校の主幹教諭が現地校3校を訪問し、その中の1校と実際に教員とも対面して話をしてきたところ、あちらの学校としてもぜひ交流をしたいという話がありました。そうしたことから、現在、最終的に交流の開始に向けての様々なやりとりをしているところでございます。4月から実際に交流ができるよう、教育委員会としても支援してまいるところでございます。

以上でございます。

○本木委員 ありがとうございます。

○高橋委員長 いずれにしても、インターナショナルスクール、横田とは引き続き行うということですよ。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 現在、立川市にあるアメリカの現地校であるウエストインターナショナルスクールとの交流を第九小学校は行っており、こちらにつきましては引き続き茶摘みであるとか水田学習等に関わっていただくということは、充実させていくことになっております。

以上でございます。

○高橋委員長 分かりました。

それでは、ほかにはいかがでしょう。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 中学校の非常勤講師が今回からないんですけれども、この教育ボランティア、それらを充実させて、お力を借りていくというんですけれども、この教育ボランティアというのは、登録制度か何かになっていて、そういった協力してくれるボランティアですね、登録制度になっていて、順次、教育委員会、または学校が要請をしていくというのかなのか、実際にどのくらいの方たちが、この教育ボランティアとして協力をしていただける体制になっているのでしょうか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 お答えをいたします。

この教育ボランティアにつきましては、各学校の推薦、それから教育委員会からの紹介等により様々な方々をお願いをしております。地域の方々であるとか、保護者であるとか、また学生等でございます。様々な教育活動、例えば学習の支援であるとか、特別に支援の必要な子の個別指導等に活用しているわけでございます。人数については、ちょっと手元に資料がございませんので、今調べた結果、お伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 今後、教育ボランティアについては有料ですか。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 お答えいたします。

予算の範囲内となっておりますが、今年度につきましては1回、半日当たり1,200円の報酬費を支給いたしております。

以上でございます。

○高橋委員長 分かりました。

ほかはいかがでございましょうか。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 先ほど御質問いただきましたボランティアの人数でございますが、本年度、現に活動している人数が141人でございます。

以上でございます。

○土田職務代理者 ありがとうございます。

○高橋委員長 ほかはいかがでしょうかね。

○土田職務代理者 では、あと1点いいでしょうか。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 給食関係なんですけれども、非常にこの8ページでも、学校アレルギー疾患に対する取り組みのガイドライン等を充実させて、事故防止に努めておられるということで安心はしているんですけれども、昨年、嫌なニュースで、民間の企業で、どうも食物の中の不祥事があって大きな問題になりました。報道等では、そういった会社は事前に非常に厳密な食品安全体制をとっているんですね。作業場には、着がえをきちっとして、物を持ち込まない、私物は持ち込まない、何か引かないって、きれいに制度上はなっている。しかし、従業員にしてみると、最後の詰めがどうも甘いようなことを報道でもおっしゃっていました。

そこで、私どもも民間企業に給食を委託しているわけなんですけれども、こういうアレルギー

対策は当然ガイドラインを示して、きちんとそのとおりにやっていただいているということで安心はしているんですけども、それ以外のいわゆる会社の栄養、この安全基準というんですか、そういうのを教育委員会の事務局として現地に入って、それらの検分をされて、やはり見ることによって安心も増しますので、そういったこともされていると思うんですけども、実際にそういった面での危機感というのはいかがでしょうか。

○高橋委員長 これについては。神山給食課長。

○神山学校給食課長 民間委託の給食センターでございますが、私も給食、民間委託の検証をするというようなことで、現場の方に入って状況も確認した経過がございます。また、毎日の調理作業中におきましては、市の方から栄養士が行っておりまして、その栄養士が調理の状況等も確認できる状況となっております。また、現在、委託しております会社につきましては、ISO22000という食に関する国際標準も取得しておるところでございます。食に関する安全につきましては、かなり熱心に行われているというふうに理解をしております。また、職員に対するマニュアルのほうもしっかりできているというふうなことも確認しております。現状では安心して任せられる会社なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○土田職務代理者 ありがとうございます。そういったことで、非常に直接目にして検分をしていくということで、安心プラス安心ということで、子供たちも食生活、食育を十分に満喫できるかなと思いますので、引き続き職員の皆さんの御努力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 本木委員さん。

○本木委員 7ページの(5)の危機管理対策委員会が作成する「武蔵村山市立学校危機管理マニュアル」について明記ということで、新規事業でこの危機マニュアルを作成するという、危機管理を、実際危機意識を高めるというふうに出ているんですが、3ページにも学校防災計画とか安全指導計画とか、これも多分入っているのかなと思うんですが、大変これ今必要なことなのかなと思って興味はあるんですが、具体的にはどのようなあれなのかなと思っております。

それと、2年前に教育委員で集まったときに、視察、管外研修で宮城の方へ行ったときに、お話の中で、やっぱり学校って何かのときに中心になるんですね、市民の方が避難してこられたり。そうすると、やっぱり校長先生の役割って、そういうときにすごい大事ならしいんですね。あとPTAの会長経験者、地元の方なんか結構中心になって、そういう防災意識と

か、いざというときの市の役割になっていくみたいな話を聞いたものですから、どこら辺まであれして、ちょっとお聞きできればと思うんですが、まだ多分案なので検討中だと思うんですが、概要ですかね。

○高橋委員長 これについては。河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市立学校危機管理マニュアルの策定に際しましては、昨年、平成25年でございますが、4月に教育部長を委員長といたしまして、関係する教育委員会の部課長並びに市長部局におきましては、総務部の総務契約課長、あるいは総務部の防災安全課長等も加えました武蔵村山市立学校危機管理対策検討委員会を設置したところでございます。

この委員会の中におきまして、今後、マニュアルとして作成していくということでございますが、大きな分類といたしましては、総合的なマニュアルにしていこうと、このように考えているところでございます。1つには、学習活動等について。これは校内、校外の学習、あるいは部活動等についてでございます。さらに登下校、こちらにつきましては交通事故、あるいは不審者。また、健康につきましては、熱中症や感染症、またアレルギーとか食中毒。問題行動といたしましては、こちらにつきましては犯罪関係、あと暴力行為、いじめ等が大きな分類でございます。そのほか、学校下におきます侵入者、こちらにつきましては殺傷や連れ去り等もございますので、侵入者の関係。施設設備におきましては、施設の保守管理、あるいは修繕の不備等について。また、情報につきましては、個人情報とか情報システム。業務執行につきましては、教職員の不祥事、あるいは事故、保護者対応、あとは威力業務の関係でございますが、不当要求等につきましては、業務執行という大きなくくりの中で検討していくこととしております。

また、ただいま委員から御質問を頂戴いたしました災害関係でございますが、確かに震災、地震等、台風、竜巻、いろいろございますが、学校が避難所といたしまして、一時的に体育館を使用することとなっております。そうした中におきましては、学校の教職員の協力も必要不可欠であると、このようには考えているところでございます。

そのような観点から、災害等につきましてもマニュアル化をしていきたいなど、このように考えているところでございます。現在、4回ほど開催はさせていただきました。そのうち、昨年の7月でございますが、このマニュアルに先駆けまして、「武蔵村山市立学校アレルギー疾患への対応マニュアル」というものを作成し、昨年の7月でございますが、各学校に配布するとともに、各学校の職員室、あるいは必要なところに掲示できるような、掲示用のフローチャートも配布したところでございます。今後、平成26年度におきましては、全ての項

目等につきまして検討し、年度末等につきまして報告書としてまとめればいかなど、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○本木委員 はい。ありがとうございました。

○高橋委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それぞれ委員の皆さんから大切な指摘がございました。今後、事務局でひとつ検討をお願いをしたいと思います。

それでは、これをもって協議事項を終わります。

---

#### ◎日程第8 その他

○高橋委員長 日程第8、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 事務局から。

○中野教育総務課長 ございません。

○高橋委員長 これをもって、その他を終わります。

---

#### ◎日程第9 議案第4号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命について

(議案第4号は人事案件のため、会議録は非公開)

---

#### ◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時49分閉会